

○ 医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について（令和 2 年 10 月 5 日保保発 1005 第 1 号/保国発 1005 第 1 号/保高発 1005 第 1 号）

新 旧 対 照 表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について 記 第 1 ・ 第 2 （略） 第 3 健康保険法第 194 条の 2 第 2 項等に定める場合について （1） （略） （2） ③の場合について、保険者（当該保険者から委託を受けた者を含む。）に対する保険給付に係る請求その他の行為に関して、被保険者の同意を得た者又は被保険者から委託を受けた者が当該行為を行う場合としては、例えば、以下のような場合が考えられること。 ・ 労災認定された傷病等に対して療養の給付等がなされていた場合に、労災給付の支払及び医療保険給付との調整のため、労働基準監督署が、被災労働者の同意を得て、保険者からレセプト等を入手する場合 ・ 交通事故等による負傷について、民間保険会社が健康保険組合連合会等との覚書等に基づき、被保険者の同意を得て、健保則第 65 条等の規定による第三者行為による傷病届の作成の支援及び保険者に対する当該傷病届の送付を行う場合 ・ 被保険者等が介護サービス施設に入所する際、介護サービス施設が、当該被保険者等の同意を得て、緊急の受診時に備えて<u>資格確認書等（資格確認書のほか、被保険者等記号・番号等が記載された文書を含む。以下単に「資格確認書等」という。）</u>の写しを取得する場合 ・ 児童が児童養護施設等に入所する際又は里親に委託される際、児童養護施設等又は里親が、当該児童の保護者等の同意を得て、将来的な受診に備え当該児童の<u>資格確認書等</u>を預かる場合 （3）・（4） （略） 第 4 本人確認等のために健康保険の<u>資格確認書等</u>の提示を求める場合の取扱いについて 告知要求制限に関する規定が施行された令和 2 年 10 月 1 日以降も、金融機関において犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律	医療保険の被保険者等記号・番号等の告知要求制限について 記 第 1 ・ 第 2 （略） 第 3 健康保険法第 194 条の 2 第 2 項等に定める場合について （1） （略） （2） ③の場合について、保険者（当該保険者から委託を受けた者を含む。）に対する保険給付に係る請求その他の行為に関して、被保険者の同意を得た者又は被保険者から委託を受けた者が当該行為を行う場合としては、例えば、以下のような場合が考えられること。 ・ 労災認定された傷病等に対して療養の給付等がなされていた場合に、労災給付の支払及び医療保険給付との調整のため、労働基準監督署が、被災労働者の同意を得て、保険者からレセプト等を入手する場合 ・ 交通事故等による負傷について、民間保険会社が健康保険組合連合会等との覚書等に基づき、被保険者の同意を得て、健保則第 65 条等の規定による第三者行為による傷病届の作成の支援及び保険者に対する当該傷病届の送付を行う場合 ・ 被保険者等が介護サービス施設に入所する際、介護サービス施設が、当該被保険者等の同意を得て、緊急の受診時に備えて<u>被保険者証</u>の写しを取得する場合 ・ 児童が児童養護施設等に入所する際又は里親に委託される際、児童養護施設等又は里親が、当該児童の保護者等の同意を得て、将来的な受診に備え当該児童の<u>被保険者証</u>を預かる場合 （3）・（4） （略） 第 4 本人確認等のために健康保険の<u>被保険者証等</u>の提示を求める場合の取扱いについて 告知要求制限に関する規定が施行された令和 2 年 10 月 1 日以降も、金融機関において犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律

第 22 号) に基づく本人確認を行う場合など、一般事業者における顧客の本人確認等のために健康保険の資格確認書等の提示を求めることは可能であるが、その際には、告知要求制限に抵触しないよう、以下の点に留意することが必要となること。

- ・ 資格確認書等の提示を受ける場合には、当該資格確認書等の被保険者等記号・番号等を書き写すことのないようにすること。また、当該資格確認書等の写しをとる際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。
- ・ 資格確認書等の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。また、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。
- ・ 被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。例えば、ホームページ等において、「資格確認書等の記号・番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意すること。
- ・ なお、これらの取扱いは、令和 2 年 10 月 1 日の改正法施行以降に被保険者等記号・番号等の告知を求める場合に適用されるものであり、改正法施行前に取得した被保険者等記号・番号等が記載された文書の写し等について、改めてマスキングを施す等の対応を求めるものではないこと。

第 22 号) に基づく本人確認を行う場合など、一般事業者における顧客の本人確認等のために健康保険の被保険者証等の提示を求めることは可能であるが、その際には、告知要求制限に抵触しないよう、以下の点に留意することが必要となること。

- ・ 被保険者証の提示を受ける場合には、当該被保険者証の被保険者等記号・番号等を書き写すことのないようにすること。また、当該被保険者証の写しをとる際には、当該写しの被保険者等記号・番号等を復元できない程度にマスキングを施すこと。
- ・ 被保険者証の写しの送付を受けることにより本人確認等を行う場合には、あらかじめ申請者や顧客等に対し被保険者等記号・番号等にマスキングを施すよう求め、マスキングを施された写しの送付を受けること。また、被保険者等記号・番号等にマスキングが施されていない写しを受けた場合には、当該写しの提供を受けた者においてマスキングを施すこと。
- ・ 被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような説明を行わないこと。例えば、ホームページ等において、「被保険者証の記号・番号が記載された面の写しを送付してください」といった記載を行わないよう留意すること。
- ・ なお、これらの取扱いは、令和 2 年 10 月 1 日の改正法施行以降に被保険者等記号・番号等の告知を求める場合に適用されるものであり、改正法施行前に取得した被保険者証の写し等について、改めてマスキングを施す等の対応を求めるものではないこと。